

## 自治基本条例及び自治基本条例推進会議について

## 1. 自治基本条例について

(1) 条例制定の背景	地方分権の進展により、国と地方は、上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、事務や権限が地方へ移譲されたことで、自治体は、より主体的な行政の展開が可能となった。また、人口減少、少子高齢化により社会環境が変化し、住民の価値観や行政に対するニーズは多様化していった。 こうしたなか、地域の実情に合ったまちづくりを進めるにあたり、「住民の行政への参画や住民との協働」に関する考え方やルールを定める必要が生じた。
(2) 条例の制定	平成21年6月制定（9月1日施行）
(3) 条例の目的	*越谷市自治基本条例第1条 自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、 <b>住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とする。</b>
(4) 自治の基本理念（基本となる考え方）	*越谷市自治基本条例第4条 <b>市民主権</b> 「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方 <b>人間尊重</b> 「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」等の人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりを行うという考え方
(5) 自治の基本原則（基本となる進め方）	*越谷市自治基本条例第5～7条 <b>参加の原則</b> まちづくりの主人公である「市民」が、その当事者として市政に参加して、まちづくりに取り組む。 <b>協働の原則</b> 「市民」と市が、それぞれの役割を認識し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりに取り組む。 <b>情報共有の原則</b> 市の積極的な情報提供と「市民」が保有する情報の市との共有を基本とした、まちづくりに取り組む。
(6) 推進会議	*越谷市自治基本条例第28条 条例の実効性を確保するため、別に条例で定めるところにより、付属機関として、自治基本条例に関する推進会議を設置する。
≪参考≫全国の制定状況（令和4年4月1日時点）	
全国402自治体（全自治体の22.5%）で制定 ※平成13年に、全国で最初の自治基本条例が北海道ニセコ町（ニセコ町まちづくり基本条例）で制定された。その後、平成20年代前半には毎年度30を超える条例が制定されていたが、近年では、令和元年度に6自治体、令和2年度に1自治体、令和3年度に2自治体で制定された。	

## 2. 自治基本条例推進会議の概要

(1) 設置の目的	*越谷市自治基本条例推進会議設置条例第1条 条例の実効性を確保するため、越谷市自治基本条例第28条の規定に基づき、市長の附属機関として設置する。
(2) 所管事項	*越谷市自治基本条例推進会議設置条例第2条 1 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)自治基本条例の適切な運用に関する事項 (2)自治基本条例の普及に関する事項 (3)自治基本条例の見直しに関する事項 2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。
(3) 組織	*越谷市自治基本条例推進会議設置条例第3条 1 推進会議は、委員15人以内で組織する。 2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)公募による市民 (2)コミュニティ組織の推薦する者 (3)学識経験者
(4) 任期	*越谷市自治基本条例推進会議設置条例第4条 2年（第7期は令和4年4月1日～令和6年3月31日）

## 3. 自治基本条例推進会議の実績

## 【第6期推進会議 開催実績】

## ●令和2年度

会議開催日	主な内容	出席者
【第1回】7/31(金)	委嘱式、第6期推進会議の進め方について 等	15人
【第2回】10/9(金)	子ども版パンフレット等の活用状況について 条例の運用状況や普及・啓発について 等	14人

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で2回のみ開催

## ●令和3年度

会議開催日	主な内容	出席者
【第1回】6/21(月)	推進会議のあり方・進め方について 等	14人
【第2回】10/4(月)	推進会議のあり方・進め方について	15人
【第3回】11/22(月)	第6期報告書（骨子）について 第6期推進会議からの提言内容について	14人
【第4回】2/7(月)	第6期報告書について	13人

## 【過去の推進会議による成果物】

期	年度	成果物等	形式
1	H22	「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」	報告書
	H23	「自治基本条例の普及に関する事項について」	答申
2	H24・H25	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」	答申
3	H26・H27	「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」	報告書
4	H28・H29	「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」 “自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項”作成	報告書
5	H30・R1	「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」	報告書
6	R2・R3	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」	報告書